⑵　入札説明書の交付場所及び交付方法　入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。交付は10時00分から17時00まで。
⑶　証明書等の受領期限　平成24年３月12日13時00分
⑷　入札書の受領期限　平成24年３月27日16時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成24年３月28日11時00分　国土交通省関東地方整備局入札室
⑹　工期は平成24年４月１日からとし、契約締結日は平成24年４月２日とする。
　ただし、４月２日までに平成24年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は４月３日以降、予算が成立した日とする。
⑺　暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　参加を希望する者は、必要な証明書等を上記３⑶の受領期限までに、上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
　なお、開札日の前日までの間において、必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　落札対象　当該役務の仕様に関する資料は、契約担当官等において技術審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ると判断した当該役務の仕様に関する資料に係る入札書のみを落札対象とする。
⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札及び、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札は無効とする。
⑹　契約書の作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑻　手続きにおける交渉の有無　無
⑼　その他　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Osamu Shimoyasu Director-General of Kanto Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be purocured : 14
⑶　Nature and quantity of the services to be required : H24 The operative maintenance of Multi Functional Printers
⑷　Fulfillment period : from 1 April, 2012 through 30 September, 2012
⑸　Fulfillment place : as in tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
②　have Grade A or B on “Provision of services” in Kanto Koshinetu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency).
③　not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening.
④　have proven to have actually performed the service with performance similar to that of the service concerned.
⑤　have proven the manager who will be made to work for the services with performance similar to that of the service concerned.
⑥　have proven to have prepared a system of connection for the service concerned.
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 13 : 00　12 March, 2012
⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　27 March, 2012
⑼　Contact point for the notice : Yoshimitsu Hata Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Instructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330―9724, Japan TEL 048―601―3151 ex. 2537

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年１月30日
　支出負担行為担当官
　　近畿地方整備局副局長　田邊　俊郎
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第14号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　２
⑵　購入等件名及び数量　軽油（免税）購入（バージ）予定数量300,000Ｌ（電子入札対象案件）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　納入期間　平成24年４月２日より平成25年３月29日まで
⑸　納入場所　神戸港湾事務所指定の場所
⑹　入札方法　本契約は単価契約とし、入札金額は、軽油１リットル当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額を控除した額の100分の５に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税額を控除した額の105分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、競争参加資格確認に必要な書類（証明書等審査申請書、以下「申請書」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
⑻　本業務にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり落札及び契約締結は、平成24年４月２日とするが、当該業務にかかる平成24年度予算成立が４月３日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
⑼　本調達については、契約締結日までに平成24年度税制改正法案が成立することを条件としているが、契約締結日までに法案が成立していない場合は軽油引取税を含む金額で契約する。但し、法案成立後は軽油引取税を控除した金額により契約変更するものとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売（燃料類）」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）。
②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）。